

松江市町内会・自治会活動支援補助金一覧(町内会・自治会資料)【令和9年度向け】

【令和8年4月1日】

■問い合わせ、手続きは、市民生活相談課(55-5169)

区分	補助対象	補助率及び補助上限額	令和9年度分の意向調査	備考																
防犯灯設置	<p>■対象者：町内会等、地区連合会</p> <p>■対象事業 (1)LED灯新設 (2)LED灯への取替 ※蛍光灯→LED、LED→LEDへの取替が対象 ※修繕は対象外 (3)NTT柱移設に伴う防犯灯移設</p> <p>■対象経費 (1)器具代 (2)取付金具代 (3)上記の取付工事費 (4)自立支柱設置費 ※撤去費、用地費、造成費等は対象外</p>	<p>■補助率:3分の2</p> <p>■補助金額の上限 ・1灯あたりの上限:備考欄参照</p> <p>■灯数制限:新設は、2灯まで</p> <p>※補助金は、100円未満切捨</p>	<p>■令和9年度分意向調査書提出</p> <p>(1)提出書類 ・意向調査書 ・位置図、写真 (遠景、電柱番号プレートを入れる)</p> <p>(2)受付期間:令和8年5月7日～8月31日 ※NTT柱の移設に伴う防犯灯の移設分は必ず工事前にご相談ください。 (意向調査書提出は必須ではありません)。</p> <p>(3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課</p>	<p>■NTT柱の移設に伴う防犯灯の移設工事は随時受付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置形態</th> <th>明るさ(器具光束) (単位:ルーメン)</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共架式</td> <td>900未満</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>900以上1,800未満</td> <td>34,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立式</td> <td>900未満</td> <td>63,300円</td> </tr> <tr> <td>900以上1,800未満</td> <td>72,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,800以上</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助金の額は、防犯灯設置経費合計額の3分の2(100円未満切捨)</p>	設置形態	明るさ(器具光束) (単位:ルーメン)	上限額	共架式	900未満	25,300円	900以上1,800未満	34,600円	自立式	900未満	63,300円	900以上1,800未満	72,600円		1,800以上	80,000円
設置形態	明るさ(器具光束) (単位:ルーメン)	上限額																		
共架式	900未満	25,300円																		
	900以上1,800未満	34,600円																		
自立式	900未満	63,300円																		
	900以上1,800未満	72,600円																		
	1,800以上	80,000円																		
防犯灯電気料	<p>■対象者：町内会等、地区連合会</p> <p>■対象：防犯灯電気料金</p>	<p>■補助率 (1)地区連合会加入の町内会等:10分の10(全額) (2)上記以外の町内会等:3分の1</p> <p>■補助金額の上限:なし</p>		<p>■地区連合会及び地区連合会加入町内会等の申請受領、電力会社への支払事務は、市町内会・自治会連合会事務局が一括処理を行うため、町内会等による手続きは不要</p>																
活動支援	<p>■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外)</p> <p>■対象事業 お祭り、スポーツ大会、レクリエーション 文化活動、学習活動、交通安全活動 防犯・防災活動、緑化の推進活動 ※以下の活動は除く 一過性の活動、参加料を徴収する活動 特定者だけの旅行、政治・宗教活動 他の補助金等を受け取る活動</p> <p>(1)物品購入 ※物品購入は単価1,000円以上のものが対象 (2)活動助成(イベント) ※食糧費への補助金は1人あたり300円まで</p> <p>※補助金交付規制年あり 補助金を受けるとその年度を含む5年間 補助金交付対象とならない</p>	<p>■補助率 (1)物品購入:3分の2 (2)活動助成(イベント):2分の1</p> <p>■補助金額の上限 (1)物品購入:50万円 (2)活動助成(イベント):30万円</p> <p>※補助金は、千円未満切捨</p> <p>※(1)物品購入と(2)活動助成(イベント)は併用できない</p> <p>※(2)活動助成(イベント)で物品を購入する際、補助金は1万円まで</p>	<p>■令和9年度分意向調査書提出</p> <p>(1)提出書類 ・意向調査書 ・見積書の写し ・位置図 ・パンフレット等 ・設置する集会所の平面図及び設置位置の分かる書類 (エアコン購入、設置のみ)</p> <p>(2)受付期間:令和8年5月7日～8月31日</p> <p>(3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課</p>	<p>■具体例 (1)物品購入(消耗品は対象外) エアコン(天吊り形、床置き形、壁掛け形タイプ)、 防災備品(メガホン、消火器、防災ジャンパー等) 除雪機、冷蔵庫、テント、草刈機、カメラ 会議机、椅子、椅子収納台車、屋外掲示板 提灯、幕、発電機、投光機、パソコン プリンター、ポット、茶棚、座布団、 プロジェクター、ガスコンロ、防犯カメラ</p> <p>※物品購入のため、撤去費、処分費、リサイクル関係費は対象外。 ※エアコン設置に係る電気設備工事については集会所整備事業の対象となります。</p> <p>(2)その他経費 物品レンタル費 例)テント、たこ焼き器、椅子、テーブル スポーツ用品、ふわふわドーム、輪投げ スーパーボールすくい、放送用機器 チラン印刷費、お茶代、施設使用料 講演謝金、スポーツ保険料</p>																

松江市町内会・自治会活動支援補助金一覧(町内会・自治会資料)【令和9年度向け】

【令和8年4月1日】

■問い合わせ、手続きは、市民生活相談課(55-5169)

区分	補助対象	補助率及び補助上限額	令和9年度分の意向調査	備考															
集会所整備	<p>■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外)</p> <p>■対象事業 (1)新築、大規模修繕 (2)取得 (3)修繕 (4)建物賃借</p> <p>※以下の経費は対象外 ・土地 ・外構 ・付属建物(倉庫) ・舗装</p> <p>※補助金交付規制あり 補助金を受けた場合、その年度を含む以下の期間中補助金交付対象とならない (1)新築 15年 (2)取得 10年 (3)修繕 5年</p> <p>※補助期間 (4)建物賃借 補助対象期間 10年</p>	<p>■補助率 (1)新築、取得、修繕:3分の2 (2)建物賃借:2分の1</p> <p>■補助金額の上限 (1)新築:700万円 (2)取得:700万円 (3)修繕:300万円 (4)建物賃借:1万5000円(月額)</p> <p>※補助金は、千円未満切捨</p>	<p>■令和9年度分意向調査書提出</p> <p>(1)提出書類 ・意向調査書 ・見積書の写し 建物賃貸借契約書の写し(建物賃借の場合) ・位置図、平面図、現況写真等</p> <p>(2)受付期間:令和8年5月7日～8月31日</p> <p>(3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課</p>	<p>■修繕の具体例 トイレ改修、外壁塗装、床板修繕、縁側増築、流し台 畳取替、エアコン取替(ビルトイン形、ダクト形、天井埋込形エアコン)、 給排水設備、屋根、内装、雨樋、炊事場、瓦棒屋根、玄関扉、電気設備工事、 耐震改修工事、白蟻駆除、下水道接続、収納庫の増築、窓ガラス、間仕切り、 ガス配管改良、上水道給水管引込、建具取替、手摺設置、 バリアフリー(専ら集会所利用を目的として設置された階段等のバリアフリー化 工事や、集会所建物本体と一体となっているものに限る)の整備</p> <p>※設計監理料は補助の対象。</p> <p>■対象外経費 門・塀・フェンス・庭・側溝・駐車場などの外構工事 用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、地質調査費、 新築工事に伴う既存建物の解体・撤去及び移転に要する費用、 集会所以外の付属建物の建築(専ら集会所利用を目的として設置された階段等 のバリアフリー化工事を除く)、地盤調査費用、耐震診断費用、 事務費その他の附帯経費、地盤改良費、建築確認に要する費用、 登記に関する費用、報償費、旅費、食糧費、交際費、地鎮祭等に係る費用</p>															
コミュニティ助成	<p>■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外)</p> <p>■対象事業 (1)一般コミュニティ(物品購入及び施設整備) ※建築物、消耗品は対象外</p> <p>(2)コミュニティセンター (集会所の新築、大規模修繕) ※土地の取得、修理、修繕、撤去、解体 外構は対象外 ※(1)一般コミュニティとの併用不可。</p> <p>※国からの助成を受けないもの</p>	<table border="1" data-bbox="786 1207 1291 1470"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助率</th> <th>補助金の 上限額</th> <th>補助金の 下限額</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品購入 および施設 整備</td> <td>10分の10</td> <td>250万</td> <td>100万</td> <td>10万</td> </tr> <tr> <td>集会所の 新築</td> <td>5分の3</td> <td>2,000万円</td> <td>10万</td> <td>10万</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10万円未満切捨</p>	対象事業	補助率	補助金の 上限額	補助金の 下限額	単位	物品購入 および施設 整備	10分の10	250万	100万	10万	集会所の 新築	5分の3	2,000万円	10万	10万	<p>■令和9年度分意向調査書提出</p> <p>(1)提出書類 ・意向調査書(指定様式) ・事業実施会則、規約等 ・(自治会)事業計画および予算書(任意 様式) ・見積書の写し ・事業内容に関する資料(カラーカタログ)等 ・位置図(自治会周辺地図)</p> <p>※ { 関係図面の写し(平面図・立面図) 財源に関する資料 議事録(総会資料等) (※集会所新築、大規模修繕)</p> <p>(2)受付期間:令和8年5月7日～8月31日</p> <p>(3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課</p>	<p>■具体例 (1)物品購入及び施設整備 テーブル、ベンチ、お祭り備品の購入、除雪機、太鼓、 簡易倉庫(備品購入収納目的)、テント、充電器、ガソリン携行缶、 ステージ、提灯、カラオケセット、伴天、マイク、音響機器、チューナーセット、 展示用パネル、公園整備(遊具設置、ベンチ設置等)※撤去費用含まず エアコン(家庭用のみ、天井埋込形エアコン等は不可)</p> <p>※対象外経費 建築物、消耗品、基礎工事(アンカー工事)が必要な倉庫、芝生や砂場等の整備、 建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カーペット、襖、湯沸かし器、 太陽光パネルなど)及び集会所門・フェンス・柵 照明器具等のうち、電球のみの整備 防災目的の備品、防犯カメラ、車両に搭載する目的の備品(無線機等) 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備など</p> <p>(2)集会所の新築、大規模修繕</p> <p>■宝くじの社会貢献と広報が目的</p>
対象事業	補助率	補助金の 上限額	補助金の 下限額	単位															
物品購入 および施設 整備	10分の10	250万	100万	10万															
集会所の 新築	5分の3	2,000万円	10万	10万															